

相模原市監査委員公表第 15 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 38 第 6 項の規定により、令和元年度、令和 5 年度及び令和 6 年度の包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和 7 年 8 月 27 日

相模原市監査委員 岩 本 晃

同 橋 本 慎 一

同 寺 田 弘 子

同 鈴 木 秀 成

1 特定の事件(令和元年度)

委託に関する財務事務の執行について

2 監査対象部局

平成30年度に委託事業を実施している関係各課

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 令和7年8月20日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果【指摘事項】	措置の状況
【さがみはらグローバル展開事業業務委託(産業支援・雇用対策課)】 仕様書の見直しについて 業務委託仕様書に、業務管理のための業務計画書の作成・提出期限の記載や、業務実績報告書の提出形態等についての記載がない。このため、委託業務が市の期待するものとなるか否かが不確かな状況となっている。業務委託仕様書の記載が不十分であり、事務を改善する必要がある。 また、本事業の予定価格の決定の際、業者見積を市は徴取しているが、この見積書は、市が積算した金額を公益財団法人相模原市産業振興財団(以下「産業振興財団」という。)に通知し、その金額を所与として産業振興財団が作成したものである。市と産業振興財団とは別組織であり、契約によって定められた委託者と受託者であるという事実に沿った事務を行う必要がある。 (報告書 116～117頁)	【さがみはらグローバル展開事業業務委託(産業支援・雇用対策課)】 仕様書の見直しについて 本業務は、委託業者である産業振興財団との定期的な打ち合わせ等により、事業の進捗状況の把握、業務実績報告書等の提出形態や時期等の調整を行っていたが、仕様書には委託業務を管理するための書類等の提出に関する記載を行っていなかった。 現在、同様の業務委託を行う際、契約事務の手引きに基づくチェックリストを作成し、市が委託業務を管理するために必要な書類等に関して、仕様書に記載漏れが無いよう確認を行っている。 また、本業務は、一者随意契約により産業振興財団に発注しており、市が積算した予算額に基づき、産業振興財団が予算額に応じた事業規模で見積書の作成を行っていた。当該事業を再度実施する予定はない状況であるが、今後、同様の業務委託を実施する場合に

	は、市と産業振興財団は契約によって定められた委託者と受託者であるという立場を改めて認識し、事務を行っていく。
--	--

1 特定の事件(令和5年度)

D X戦略を踏まえた情報システムの財務事務の執行及び情報セキュリティ等の管理体制について

2 監査対象部局

市長公室(D X推進課、広聴広報課)、財政局(財政課、資産税課)、総務局人事・給与課、こども・若者未来局(保育課、子育て給付課)、都市建設局土木部路政課、議会局政策調査課

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 令和7年8月20日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果【指摘事項】	措置の状況
【I T関連の外部委託契約書の見直しについて(D X推進課)】 相模原市において調達時・運用時の情報セキュリティ対策として、外部委託先等に対する指導・監査について、その根拠が契約書等に記載がない等の理由により、行われていないとの記載がなされていた。 委託契約書上は、相手先への調査権限を記載するとともに、特に情報セキュリティ上情報資産を相模原市と同一のものを取り扱う業務委託先においては、内部・外部監査を義務付けたり、場合によっては相模原市や相模原市が指定する外部の監査団体に情報セキュリティ監査を義務付けることができる旨の条項を契約書に記載すべきである。 (報告書 45頁)	【I T関連の外部委託契約書の見直しについて(D X推進課)】 相模原市では契約書内の「個人情報の取扱いに関する特記事項」において、相手先への監査に関する規定を記載していたが、個人情報に限らないセキュリティ対策について市が監査を義務付けることができる旨の記載がされていなかった。 このため、令和6年4月より、I T関連の業務委託契約を締結する際に、相手方と協議のうえで、約款に市が監査等を実施することができる旨を記載することとした。

1 特定の事件(令和5年度)

D X戦略を踏まえた情報システムの財務事務の執行及び情報セキュリティ等の管理体制について

2 監査対象部局

市長公室(D X推進課、広聴広報課)、財政局(財政課、資産税課)、総務局人事・給与課、こども・若者未来局(保育課、子育て給付課)、都市建設局土木部路政課、議会局政策調査課

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 令和7年8月20日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果【指摘事項】	措置の状況
【公共施設予約システム(さがみはらネットワークシステム)における契約違反条項について(D X推進課)】 さがみはらネットワークシステムの「公共施設予約システム開発・保守・運用業務委託」契約において、第3条(権利義務の譲渡等)において「第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。」と規定されている。 しかるに、2021年(令和3年)4月1日に富士通株式会社は富士通JAPAN株式会社に権利譲渡されており、それに先立ち2021年(令和3年)1月28日に吸収分割契約書が富士通株式会社と富士通JAPAN株式会社との間でかわされている。 これに伴い、相模原市においては、従来からある当該契約が、あたかも社	【公共施設予約システム(さがみはらネットワークシステム)における契約違反条項について(D X推進課)】 本契約において、権利譲渡前である令和3年3月に富士通株式会社より市に対して連絡があった際、社名変更と誤認して処理を行っていた。 このため、当時提出された吸収分割契約書から承継の事実が確認でき、変更届により適正な相手方が確認できることなどの状況を総合的に踏まえ、令和6年3月に提出済書類及び新たに作成した経緯書をもって第3条に定める承諾行為に代えることとした。

名変更のケースと同様に「自動的に」承継され、なんらの手続きも存在しておらず、本契約第3条に抵触する事例である。

本件契約第3条は、一般に「エスクロウ条項」というもので、契約していた会社が倒産等により事業譲渡される場合に、発注者が望まない新たな契約者に業務が行われることを避けるためのもので、近時は、日本政府等が望ましいと思われない国の企業に契約先企業が買収され、住民の個人情報や地方公共団体の政策の詳細が他国に漏洩することを避ける場合にも使われるものである。本件においては、そのような事実は考えられないが、事業譲渡によりこれまでの業務内容や担当者の変更があるのか、契約の手続きや体制に変化はあるのかを把握し、相模原市内部で協議をし、その結果を文書化することが必要であったと考えられる。

(報告書 76～77頁)

1 特定の事件(令和5年度)

D X戦略を踏まえた情報システムの財務事務の執行及び情報セキュリティ等の管理体制について

2 監査対象部局

市長公室(D X推進課、広聴広報課)、財政局(財政課、資産税課)、総務局人事・給与課、こども・若者未来局(保育課、子育て給付課)、都市建設局土木部路政課、議会局政策調査課

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 令和7年8月20日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果【指摘事項】	措置の状況
【相模原市道路情報管理システム(S R I M S)の保守委託契約書の内容について(路政課)】 相模原市道路情報管理システムの保守は株式会社インフォマティクスに委託され実施されている。 その中で、実際の保守に関する具体的なサポート対応に関しては、応答サポート一覧表(Excel 媒体)に記載され、所管課と保守業者でやり取りがなされている。当該サポート一覧表において、保守点数の記載があり、電話等にて技術的サポートを受けたのち、職員での対応が困難なものについては、年間15点までの保守点数を消費して対応している。主な消費の内容は以下の通りである(サンプリング抜粋)。 ・土砂災害警戒区域に重なっている住所情報を csv 出力 保守点数2点 ・調書平面図・台帳の取り込み作業依	【相模原市道路情報管理システム(S R I M S)の保守委託契約書の内容について(路政課)】 令和6年度の契約書において、「属性項目の修正及び追加作業」、「調書平面図・台帳の取り込み作業」など作業内容に応じて消費する保守点数の基準を定め、1人工/日を原則1点として年間の保守点数と運用方法を明記した。

頼 保守点数 2 点 ・組織改編の課名変更に伴うシステム改修(ユーザ I D の新規登録、廃止及び登録情報の変更以外の作業)保守点数 3. 5 点 当該保守点数は、業者の作業負担量等を考慮した上で、所管課と保守業者とのやりとりで随時決定されており、契約書含め関連書面を閲覧した所、当該実務運用に関する記載はなかった。相模原市側の人事異動・保守業者の担当者変更で当該内容が変わる可能性もあることから、今後のトラブル防止のため、契約書または覚書等で当該運用と消費する保守点数の基準について文言で明記することが望ましい。 (報告書 1 5 1 ～ 1 5 2 頁)	
---	--

1 特定の事件(令和6年度)

公共施設管理に係る財務事務の執行について

2 監査対象部局

令和5年度に公共施設管理事業を実施している関係各課

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 令和7年8月20日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果【指摘事項】	措置の状況
【「固定資産一覧表」(当初提出版)の提出について(下水道経営課)】 「固定資産一覧表」の内容を確認したところ、「固定資産一覧表」ファイルの1301210101 管路施設シートで、帳簿原価が「50」と入力されている箇所を72件、帳簿原価が空白になっている箇所を1件確認した。所管課に確認依頼したところ、所管課から上記の73件(=72件+1件)についてシステムのバグが見つかり、業者に依頼して修正したという説明があった。 決算時に「固定資産一覧表」ファイルを確認していれば、システムのバグは早期に発見できたと考えられる。今後の決算時等における確認作業が必要である。 (報告書 258頁)	【「固定資産一覧表」(当初提出版)の提出について(下水道経営課)】 企業会計システムの固定資産一覧表出力に関する開発ベンダーが設定したプログラムのミスに気づかなかったことにより、レコードの区切り位置がずれていたため、項目ずれが生じていた。 令和6年度中に開発ベンダーによるプログラムの修正を行い、過年度の固定資産一覧表が正しく出力されることを確認した。 令和6年度の決算作業時より、出力する固定資産一覧表について、内容に誤りがないか複数名で確認することとした。

1 特定の事件(令和6年度)

公共施設管理に係る財務事務の執行について

2 監査対象部局

令和5年度に公共施設管理事業を実施している関係各課

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 令和7年8月20日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果【指摘事項】	措置の状況
【「固定資産一覧表」(再提出版)の提出について(その1)(下水道経営課)】 再提出された令和5年度「固定資産一覧表」ファイルと令和5年度「下水道事業会計決算書」の貸借対照表に計上されている資産の帳簿価額とを比較したところ、構築物、機械及び装置、リース資産が不一致であった。 今後、毎期の決算時に、「固定資産一覧表」と「下水道事業会計決算書」との整合性を確認する手続きを組み込むことが必要である。 (報告書 258～259頁)	【「固定資産一覧表」(再提出版)の提出について(その1)(下水道経営課)】 過年度に完成した管路設備について、認識誤りにより勘定科目を誤って電気設備及びポンプ設備として計上していたため、帳簿価額の錯誤が生じていた。 令和6年度に振替伝票による勘定科目の更正を行い、固定資産一覧表と一致していることを確認した。 また、過年度に固定資産台帳に登録したリース資産について、認識誤りにより減価償却費を過少に計上していたため、減価償却累計額の錯誤が生じていた。 令和6年度に振替伝票による更正を行い貸借対照表と一致していることを確認した。 令和6年度の決算作業時より、出力する固定資産一覧表と貸借対照表に不一致がないか複数名で突合する手続きを行うこととした。

1 特定の事件(令和6年度)

公共施設管理に係る財務事務の執行について

2 監査対象部局

令和5年度に公共施設管理事業を実施している関係各課

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 令和7年8月20日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果【指摘事項】	措置の状況
【老朽化する下水道管等に対する適切な更新費用の計算の一部未実施について(下水道経営課)】 相模原市の下水道事業に関する維持管理計算については、外部委託業者に外注し、根拠となる各種手引き等に従い、その耐用年数や機能の重要度を勘案して長寿命化に向けた計画的な改築・更新を行うこととされている。「相模原市下水道施設維持管理計画」(平成26年3月)において、旧相模原市域については記載されているが、合併した旧4町(津久井町、相模湖町、城山町、藤野町)についての記載がみられないため所管課に聞いたところ、旧4町の管路情報が電子化されていなかったため、一部管路については計画に含まれていないという回答があった。 したがって、計算の一部が含まれていないことは、更新費用の金額自体の精度が低いことにつながる。「相模原市下水道施設維持管理計画」に関しては、再度、現在の状況を踏まえ、精度	【老朽化する下水道管等に対する適切な更新費用の計算の一部未実施について(下水道経営課)】 平成26年3月の計画策定時に旧4町の管路情報が電子化されていなかったため、市内の全ての管路情報データを含んでいなかった。 旧4町の管路情報の電子化を進め、現在の状況を踏まえた全市の管路施設等を含めた計画として、令和7年3月に「相模原市下水道施設維持管理計画」を改定した。 引き続き、現在の計画的な維持管理の実施状況や下水道事業の取巻く状況の変化がある場合には、適宜見直しを図る。

を上げる必要がある。 (報告書 271～272頁)	
---	--